

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

令和 4 年 3 月 17 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 4 年 1 月 7 日）について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和 4 年 3 月 21 日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示する。